

高齢者虐待について

高齢者虐待防止法（平成18年4月1日 施行）

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

定義	内容
高齢者	65歳以上の者
養護者	<p>高齢者を現に養護する者（要介護施設従事者等以外） ⇒ 当該高齢者の日常生活において、何らかの世話をする人 （具体例）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 金銭管理・ 食事や介護等の世話・ 自宅の鍵の管理 等 <p>～日常生活に必要な行為を管理、提供している場合が該当～</p> <p>※ 必ずしも同居している必要はなく、例えば近所に住みながら介護・世話をしている親族や知人なども含まれる。</p>
要介護施設従事者等	<p>老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者。 直接介護に携わる職員のほか経営者、管理者層も含まれる。</p>

高齢者虐待の5類型

【 高齢者虐待防止法 第2条「定義等」 】

類 型	内 容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある 暴行を加えること
介護放棄	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、 養護を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい 心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者に わいせつな行為をすること 又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の 財産を不当に処分すること 、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

（※ 高齢者虐待の5類型には該当しないが、虐待に準じた対応が必要）

セルフ ネグレクト	一人暮らしなどの高齢者で、認知症やうつ症状などのために、生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等、客観的にみると本人の人権が侵害されている状況（ サービス拒否・孤立・ゴミ屋敷 など ）
--------------	---

身体拘束について

介護保険施設等において、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は禁止されています。（介護保険指定基準における身体拘束禁止規定）

また、緊急やむを得ない場合とは、以下の3要件を全て満たすことが定められており、一つでも要件を満たさない場合指定基準違反となることに注意が必要です。

緊急やむを得ない場合の3要件

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3つの身体拘束 『スリーロック』

スピーチ ロック

言葉で相手の心身の動きを封じ込めてしまうこと。
「ちょっと待ってて。」「～しないで。」「立ち上がらないで。」「どうしてそんなことするの。」のように叱責の言葉も含まれます。
認知症の周辺症状が出ている高齢者に対して言うことが多いですが、どこからスピーチロックにあたるのか明確な基準はなく、物理的な身体拘束ではないので、意識が薄くなりがちです。

ドラッグ ロック

薬物の過剰投与、不適切な投与で行動を抑制すること。
夜間に大声を出す・昼夜逆転・徘徊等の行動を抑制するために、眠剤や精神安定剤、泌尿器系の薬でコントロールすることがあります。利用者の状態により、利用者自身が辛い思いをしないよう服薬調整することは適切ですが、転倒リスクを軽減するために歩けない状態になるほど投与すること等は不適切と考えられます。

フィジカ ルロック

物理的な拘束をして身体の動きを制限すること。
「身体拘束」と聞いて一番イメージしやすいのがフィジカルロックで、紐や抑制帯、つなぎ服といった道具で行動を制限したり、ベッド周りに柵を設置してベッドから降りれなくしたり、部屋に鍵をかけて出られなくすること等が拘束に当たります。

通報・相談と対応の流れ【養護者による虐待】

【ケアマネジャー】

虐待かも？と感じたら、、、
担当で抱え込まず、事業所内で
情報共有・検討



地域包括支援センター・市役所に
通報（相談）



地域包括支援センター・市役所・ケアマネジャー等で虐待に関する情報を集約



虐待の疑いあり

高齢者虐待（疑い）案件として、地
域包括支援センター・市で受理



次のページへ

【関係機関・団体】

虐待かも？と感じたら、、、
担当で抱え込まず、事業所内で
情報共有・検討



担当ケアマネジャーに報告・相談



地域包括支援センター・市役所・ケアマネジャー等で虐待に関する情報を集約



虐待の疑いなし

今後の支援の方向性について関
係者で検討し、サービス内容やケ
アプランの変更をするなどして、継
続的な支援を行う

虐待の疑いあり

高齢者虐待(疑い)案件として、地域包括支援センター・市役所で受理



【コアメンバー会議】

＜地域包括支援センター・市＞

虐待の事実確認・緊急性の判断・対応方針の検討・役割分担を行う



ケアマネジャーなど関係者で情報を共有し、コアメンバー会議で検討した対応方針に従い、それぞれの役割に沿って対応を行う



対応の実施、対応結果を関係者間で共有



【評価会議】＜地域包括支援センター・市・(関係事業所等)＞
虐待が解消されたか、高齢者が安心した生活を送れる環境が整ったか確認する



虐待対応の終結



虐待対応の継続



北見市における養護者による高齢者虐待の状況（H30～R2）

令和3年3月10日現在

● 虐待通報の内訳

	相談件数	虐待と判断							虐待ではない または 判断に至らず
		身体的虐待	介護放棄	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待	セレクト ネグレクト	計	
平成30年度	19	1	2	0	0	0	0	3	16
令和 元年度	34	5	1	0	1	0	0	7	27
令和 2年度	28	5	0	0	1	0	1	7	21

● 通報者の内訳

	ケアマネ	事業所職員	近隣住民等	本人	家族・親族	包括	警察等
平成30年度	2	5	0	0	5	0	7
令和 元年度	6	2	1	1	0	5	19
令和 2年度	4	3	0	0	1	1	19

● 高齢者（被虐待者）の内訳【カッコ内は虐待と判断されたケースの内訳】

	男女別		年齢別			
	男性	女性	60代	70代	80代	90代
平成30年度	4	15 (3)	1	5 (1)	11 (2)	2
令和 元年度	13	21 (7)	3 (1)	9 (1)	17 (3)	5 (2)
令和 2年度	10 (2)	18 (5)	4 (1)	14 (2)	10 (4)	0

● 養護者の内訳【カッコ内は虐待と判断されたケースの内訳】

	配偶者	息子	娘	婿・嫁	孫	兄弟姉妹	その他
平成30年度	7 (1)	6 (1)	3 (1)	2	0	1	0
令和 元年度	16 (4)	12 (2)	4 (1)	0	2	0	0
令和 2年度	15 (4)	8 (1)	2 (1)	1	0	1	1 (1)

令和2年度 養護者による高齢者虐待の主な対応事例

類型	被虐待者	養護者	状況	対応経過
身体的虐待	80代女性 (妻)	80代男性 (夫)	夫婦2人世帯。夫は認知症の理解が少なく、認知症で介護度が重い妻に対し、顔面を殴る等の暴行を複数回加えた。	関係者間で会議を重ね、できる限りの支援は尽くすも改善されず、最終的にやむを得ない措置により特養へ措置し、成年後見人を選任した。
セルフネグレクト	60代男性	なし	独居世帯。他者との関わりや介護に強い拒否があり、ライフラインが止まり、所持金が尽きている中で支援になかなか繋がらなかった。	町内会、駐在所、包括が定期的に安否確認を行い、自宅で起き上がれずにいた状態で病院へ救急搬送。介護認定申請及び生活保護の申請の支援を行った。
経済的虐待	80代女性 (母)	50代女性 (長女)	長女が母(施設入所中)の金銭管理を行っているが、施設利用料や入所前の介護サービス費の支払いを滞納し使い込んでいる。	他の親族も借金を抱えており、適切に金銭管理をすることができないことから、成年後見制度の利用手続きを進めており、今後、成年後見人が金銭管理を行う予定。